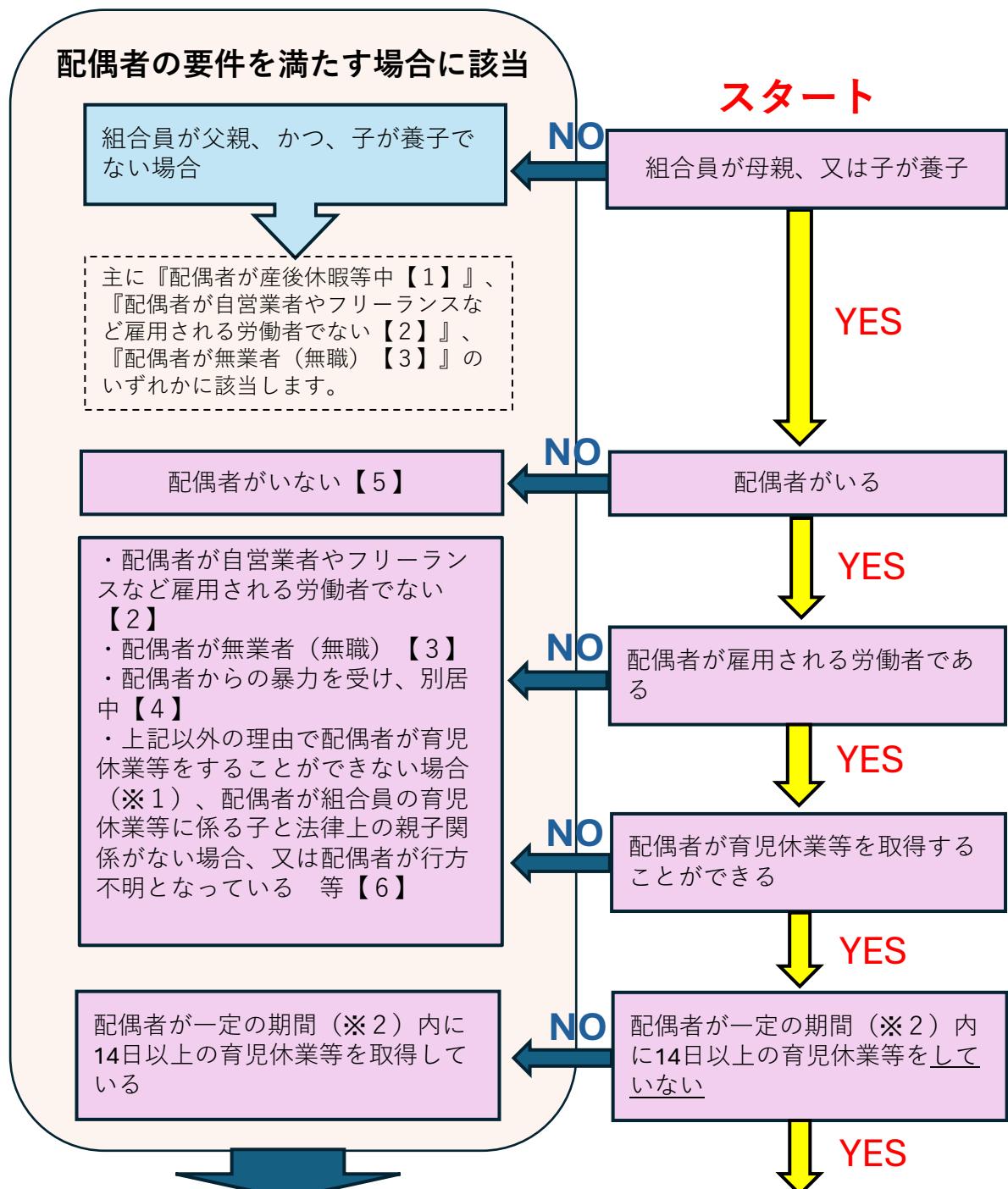


育児休業支援手当金の支給要件の基本フロー チャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得している必要があります、かつ、以下「配偶者の要件を満たす場合」に該当する必要があります。

「配偶者の要件を満たす場合」に該当するかは、以下のフローチャートを参考してください。



組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得した場合は、育児休業支援手当金の支給要件を満たすことになりますので、請求書及び添付書類を所属所（市長部局にあっては総務事務センター）へ提出してください。

組合員は、育児休業支援手当金の支給要件を満たしません。

※1 配偶者（父親）が本人の意思で育児休業を14日未満しか取得しなかった場合は、「配偶者が育児休業等をすることのできない場合」に該当しません。

※2 一定の期間は、「子の出生日」に改訂日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間をいいます。